

「シルバー人材センター利用規約」の一部改正について

いつも当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

既にご利用いただいております包括的契約につきまして、より透明性の高い、安心・安全な契約運用の実現を目指し、令和8年4月1日付で「利用規約」の一部を改正いたします。

【改正の理由】

規定内の用語を整理し、これまでの「センター業務委託料」という表記を、より包括的な「業務委託料」へと改めます。

【改正の目的】

「業務委託料」という表現には、以下の両方が含まれることを明確にしました。

- ・会員業務委託料（会員にお支払いする「配分金」相当）
- ・センター業務委託料（材料費と事務費相当）

これにより、将来的な最低賃金の改定等、社会情勢の変化が生じた際にも、適正な価格交渉・改定が行える根拠を明確にするためのものです。

行政機関等の発注者様とも緊密に連携し、適正な就業環境の確保に努めてまいります。

※本改正に伴う、現在のご依頼方法や会員の皆様の就業手続きに変更はございません。

【改正後の規約施行日】

令和8年4月1日

令和8年3月27日
一般社団法人人間市シルバー人材センター
理事長 池上 久雄